

令和元年6月前期定例会 議事録

- | | | |
|----------|--|---------------|
| ・開催日時 | 令和元年6月10日(月曜日) | 12時54分～15時10分 |
| ・開催場所 | 人事委員会室 | |
| ・出席者(委員) | 中野委員長 松尾委員 内田委員
(事務局) 稲富事務局長 角田副事務局長 古沢人事主幹
鶴澤係長 安田係長 江口係長 安心院主事 | |

議事事項

1 令和元年5月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について

6月定例会に提案される条例(案)について、内容を検討した結果、佐賀県議会議長から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められた場合には、異議がない旨回答することを決定した。

【説明】

乙第40号議案 佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)

1 改正の理由

より実態に即した旅費制度とするため、現在、旅費が支給されない近距離(8キロメートル未満)の旅行であっても、公共交通機関を利用した場合は旅費を支給する等のため。

2 改正の内容

- (1) 職員が退職月の翌月の末日以前に帰住した場合において、その帰住に係る旅行について旅費を支給する必要があると知事が認める場合に、旅費を支給することとした。(第3条関係)
- (2) 近距離の旅行について、県内の目的地に出張する場合において、現に公共交通機関を利用するときに旅費を支給することとした。(第24条関係)

3 施行期日

令和元年8月1日

4 検討内容

普通地方公共団体は、地方自治法第 204 条第 1 項において、常勤の職員及び短時間勤務職員に対し旅費を支給しなければならないとされており、同条第 3 項において、旅費の額と支給方法は、条例で定めなければならないとされている。

旅費は、旅行者に対して通常その旅行中の費用を補うための費用の弁償として支給される金銭であって、その本質は実費弁償であって、役務に対する対価たる給与とは性質を異にするものである。

今回の条例改正について

(1) 退職者等の旅費について

現在、職員が退職後に生活の根拠地となる地に旅行する場合（以下「帰住」という。）には旅費が支給されないが、職員が退職した日の属する月の翌月の末日以前に帰住した場合において旅費を支給する必要があると知事が認めるときには、当該職員に対し旅費を支給することとするものである。

これは、職員に対し実費相当を弁償するものであり、公務の円滑な運営に資するものと考えられる。

(2) 近距離旅行の旅費について

現在、近距離（路程 8 キロメートル未満）の旅行については旅費が支給されないが、現に公共交通機関を利用するときに、当該公共交通機関の旅客運賃に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給することとするものである。

これは、職員に対し実費を弁償するものであり、出張における公共交通機関の利用促進に資するものと考えられる。

以上のことから、異議ないものと認められる。

3 佐賀県職員の退職手当に関する条例第 18 条第 2 項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

工業標準化法が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

様式第 1 号から様式第 7 号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めることとした。

3 施行期日

令和元年 7 月 1 日

4 令和元年度佐賀県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の実施要綱について

概要について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 試験区分及び採用予定者数

(1) 短期大学卒業程度

生活指導員（3名程度）

計3名程度

(2) 高等学校卒業程度

行政（6名程度） 教育行政（4名程度） 警察事務（3名程度）

総合土木（8名程度） 建築（1名程度） 農業（3名程度）

計25名程度

2 受験資格

(1) 短期大学卒業程度

次の要件をいずれも満たす者とする。

ア 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者

イ 地方公務員法第16条の各号（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。）の

いずれにも該当しない者

(2) 高等学校卒業程度

次の要件をいずれも満たす者とする。

ア 平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）は除く。

イ 日本国籍を有する者かつ地方公務員法第16条の各号（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

3 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者について行う。

(1) 短期大学卒業程度

ア 第1次試験

教養試験及び専門試験を行う。

(ア) 教養試験

五肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は短期大学卒業程度とする。問題数は50問で、80点満点とし、時間は2時間30分とする。なお、点字試験の場合は3時間45分とする。

(イ) 専門試験

五肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は短期大学卒業程度とする。問題数は40問で、120点満点とし、時間は2時間とする。なお、点字試験の場合は3時間とする。

(ウ) 第1次試験合格者の決定

教養試験及び専門試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有する者について、教養試験及び専門試験の合計点により、採用予定者数を考慮して、高点順に定め、令和元年10月11日(金)に発表を行う。

イ 第2次試験

論文試験及び面接試験を行う。

(ア) 論文試験

一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。時間は1時間30分とする。なお、点字試験の場合は2時間15分とする。

(イ) 面接試験

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。

(2) 高等学校卒業程度

ア 第1次試験

行政、教育行政及び警察事務の試験区分については教養試験を行い、総合土木、建築、農業については教養試験及び専門試験を行う。

(ア) 教養試験

五肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は高等学校卒業程度とする。問題数は50問で、行政、教育行政及び警察事務の試験区分については200点満点、総合土木、建築、農業の試験区分については80点満点とし、時間は2時間30分とする。なお、点字試験の場合は3時間45分とする。

(イ) 専門試験

五肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は高等学校卒業程度とする。問題数は40問で、120点満点とし、時間は2時間とする。なお、点字試験の場合は3時間とする。

(ウ) 第1次試験合格者の決定

行政、教育行政及び警察事務の試験区分については教養試験、総合土木、建築、農業の試験区分については、教養試験及び専門試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有する者について、該当する試験の合計点により、採用予定者数を考慮して、高点順に定め、令和元年10月11日(金)に発表を行う。

イ 第2次試験

作文試験及び面接試験を行う。

(ア) 作文試験

共通の一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。時間は1時間とする。なお、点字試験の場合は1時間30分とする。

(イ) 面接試験

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。

4 最終合格者の決定

第2次試験の全ての試験科目に合格となった者について、第1次試験、第2次試験のそれぞれの得点を合計した総合得点（600点満点）により、試験区分ごとに採用予定者数等を考慮して高点順に最終合格者を決定し、令和元年11月下旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否について、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、4の総合得点の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネット、持参、郵送による受験申込の受付を行う。

7 受付期間

(1) インターネット申込

令和元年8月5日（月）9時から8月23日（金）17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

(2) 持参による申込

令和元年8月5日（月）から8月23日（金）までとし、受付時間は8時30分から17時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。

(3) 郵送による申込

令和元年8月5日（月）から8月23日（金）までとする。ただし、8月23日（金）の消印があるものまで有効とする。

8 試験の期日及び場所

(1) 第1次試験 令和元年9月29日（日） 佐賀大学本庄キャンパス

(2) 第2次試験 令和元年10月下旬～11月上旬 県庁新館会議室ほか

9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は佐賀県人事委員会事務局長が別に定める。

5 令和元年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）〔民間企業等職務経験者〕の実施要綱について

概要について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 試験区分、採用予定者数及び職務内容等

試験区分（職種）	採用 予定者数	職務内容	特に求める経験等
U J I ターン枠 （行政）	18 名程度	主として知事部局において、これまで培ってきた知識・経験が活かせるような業務をはじめ、能力・適性・実績に配慮した分野での事務	佐賀県外の民間企業等での職務経験を通して培った「意欲」、「経営感覚・コスト意識」、「企画力・実行力」、「柔軟な発想力」、「コミュニケーション能力・対人折衝能力」
U J I ターン枠 （総合土木）	3 名程度	主として知事部局における土木工事及び農業土木工事の企画・設計・施工管理等の業務	土木工事及び農業土木工事に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事した経験
U J I ターン枠 （建築）	1 名程度	主として知事部局における建築物の企画・設計・施工管理等の業務	建築に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事した経験
社会人経験枠 （行政）	5 名程度	主として知事部局における多様な事務（ただし、配属先の決定に当たっては、活動内容や経験を考慮する場合がある）	社会における経験を通して培った「企画力」、「コミュニケーション能力」、「行動力」、「発想力」等 「社会における経験」の例： J I C A、地域おこし協力隊、企業・団体、N P O 活動等での経験等
社会人経験枠 （教育行政）	2 名程度	教育委員会事務局、県立学校、市町立小・中・義務教育学校における企画立案等の業務	社会における経験を通して培った「企画力」、「コミュニケーション能力」、「行動力」、「発想力」等 「社会における経験」の例： J I C A、地域おこし協力隊、企業・団体、教育機関、N P O 活動等での経験等

2 受験資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

U J I ターン枠

- (1) 昭和 35 年 4 月 2 日以降に生まれた者
- (2) 県外に登記上の本店を置く民間企業等（国の機関又は県外の地方公共団体の機関を含む。）における職務経験が令和元年 6 月末日現在で通算して 5 年以上ある者
なお、この場合における職務経験は次のとおりとする。
 - ア 会社員、自営業者等として 6 か月以上継続して就業していた期間（アルバイト、パートタイムの期間は除く。）
 - イ 職務経験が複数の場合には通算することとするが、同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方のみの職歴に限る。
- (3) 日本国籍を有する者かつ地方公務員法第 16 条の各号（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

社会人経験枠

- (1) 昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた者
- (2) 日本国籍を有する者かつ地方公務員法第 16 条の各号（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者
なお、求める社会経験の例としては、J I C A、地域おこし協力隊、企業・団体、N P O 活動等が考えられるが、受験資格としては上記 2 項目のみとし、幅広い分野を対象に様々な社会経験を有する者が受験できるものとする。

3 試験の方法及び評価

試験は、第 1 次試験、第 2 次試験及び最終試験に分けて行い、第 2 次試験は第 1 次試験合格者について、最終試験は第 2 次試験合格者について行う。

(1) 第 1 次試験

U J I ターン枠の行政並びに社会人経験枠の行政及び教育行政の試験区分については書類選考を行い、U J I ターン枠の総合土木及び建築の試験区分については専門試験を行う。また、U J I ターン枠の建築の試験区分については、一級建築士及び 1 級建築施工管理技士の資格保有者に加点を行う。

ア 書類選考

職務経験や社会経験、実績等について、受験申込時に提出するアピールシートにより審査を行う。

イ 専門試験

五肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は大学卒業程度とする。問題数は 30 問で、120 点満点とし、時間は 2 時間とする。なお、点字試験の場合は 3 時間とする。

ウ U J I ターン枠の建築の試験区分における一級建築士及び 1 級建築施工管理技士の資格保有者への加点

(ア) 加点対象者

一級建築士及び 1 級建築施工管理技士の資格を保有する者を対象とする。

(イ) 加点の方法

資格の証明書を確認の上、資格の有用性等に応じて、12 点を限度として加点する。

- ・一級建築士：12 点
- ・1 級建築施工管理技士：6 点

エ 第1次試験合格者の決定

U J I ターン枠の行政並びに社会人経験枠の行政及び教育行政の試験区分については、職務経験や社会経験、実績等について審査し、採用予定者数を考慮して高点順に定め、令和元年9月20日(金)に発表を行う。なお、アピールシートによる審査結果が一定の基準に満たない者は不合格とする。

また、U J I ターン枠の総合土木及び建築の試験区分については、専門試験の得点(一級建築士及び1級建築施工管理技士の資格保有者は当該加点点数を加えた得点)により、採用予定者数を考慮して高点順に定め、令和元年9月20日(金)に発表を行う。なお、専門試験の得点が一定の基準に満たない者は不合格とする。

(2) 第2次試験

U J I ターン枠は面接試験を行う。社会人経験枠は論文試験及び面接試験を行う。

ア 論文試験

一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点で評定する。時間は1時間30分とする。なお、点字試験の場合は2時間15分とする。ただし、一定の基準に満たない者は不合格とする。

イ 面接試験

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。ただし、一定の基準に満たない者は不合格とする。

ウ 第2次試験合格者の決定

U J I ターン枠は、面接試験に合格となった者について、面接試験の得点により、採用予定者数を考慮して高点順に定め、令和元年10月下旬に発表を行う。

社会人経験枠は、論文試験及び面接試験のすべてに合格となった者について、論文試験、面接試験のそれぞれの得点を合計した総合得点により、採用予定者数を考慮して高点順に定め、令和元年10月下旬に発表を行う。

(3) 最終試験

U J I ターン枠は論文試験及び面接試験を行う。社会人経験枠はプレゼンテーション試験及び面接試験を行う。

ア 論文試験

一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点で評定する。時間は1時間30分とする。なお、点字試験の場合は2時間15分とする。ただし、一定の基準に満たない者は不合格とする。

イ プレゼンテーション試験

事前に出題した一般的課題1題に対するプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、面接員3名により説明能力、質疑への対応能力等を総合的に評価し、100点満点で評定する。時間はプレゼンテーション10分、質疑応答5分とする。ただし、一定の基準に満たない者は不合格とする。

ウ 面接試験

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。ただし、一定の基準に満たない者は不合格とする。

4 最終合格者の決定

ＵＪＩターン枠は、論文試験及び面接試験 のすべてに合格となった者について、論文試験、面接試験 のそれぞれの得点を合計した総合得点により、採用予定者数を考慮して高点順に最終合格者を決定し、令和元年11月下旬に発表を行う。

社会人経験枠は、プレゼンテーション試験及び面接試験 のすべてに合格となった者について、プレゼンテーション試験、面接試験 のそれぞれの得点を合計した総合得点により、採用予定者数を考慮して高点順に最終合格者を決定し、令和元年11月下旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否について、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、4の総合得点の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネットによる受験申込の受付を行う。

7 受付期間

令和元年7月16日(火)9時から同年8月16日(金)17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

8 試験の期日及び場所

(1) 第1次試験

ア UJターン枠の行政並びに社会人経験枠の行政及び教育行政の試験区分書類選考を行う。

イ UJターン枠の総合土木及び建築の試験区分

令和元年9月8日(日)

佐賀市、東京都

(2) 第2次試験

ア UJターン枠

令和元年10月中旬(予定)

佐賀市、東京都

イ 社会人経験枠

令和元年10月上旬(予定)

佐賀市

(3) 最終試験

ア UJターン枠

令和元年11月上旬(予定)

佐賀市

イ 社会人経験枠

令和元年11月上旬(予定)

佐賀市

9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は佐賀県人事委員会事務局長が別に定める。

6 民間企業等職務経験者採用試験に基づき職員となった者の職務の級及び号給の決定等について

佐賀県教育委員会教育長から民間企業等職務経験者採用試験（社会人経験枠）の結果に基づき職員となった者の職務の級及び号給の決定等について申請があり、その内容について事務局が説明し、申請のとおり承認することを決定した。

【説明】

1 職務の級

採用時の職位は、社会人経験枠採用者は主事級とし、職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に従い決定するものとする。

2 号給

号給は、採用日の前日からその者が有する経験年数（規則別表第 18 に定める経験年数換算表により換算した経験年数とし、その者の学歴免許が短期大学卒業程度の場合は 2 年、高等学校卒業程度の場合は 4 年を当該経験年数から減じた年数とする。）の期間を遡った日から県に引き続き在職したのものとして、規則別表第 20 に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の大学卒業程度の区分に定める号給を基礎とし、かつ、部内の職員との均衡を考慮しつつ、昇格、昇給等の規定を適用した場合に、当該採用日に受けることとなる号給とする。ただし、前項により初任給基準表の大学卒業程度の区分に定める職務の級に決定する場合で、当該号給がその者に規則第 15 条第 1 項の規定を適用して得られる号給を下回る場合は、当該規定を適用して得られる号給とする。

3 昇格

前項の規定により号給を決定された者の当該号給決定の日後の最初の昇格について、その者の経験年数が昇格させようとする職務の級についての級別資格基準に定める必要経験年数に達しており、かつ、その者が昇格前の職務の級に在級している期間と前項の規定により号給を決定する際の昇格、昇給の過程において当該職務の級に決定されるとみなされた日以後の期間とを合算した期間が 1 年以上あるときは、その者を昇格させることができる。

報告事項

1 平成30年度佐賀県職員採用試験における任命権者（知事部局）の選択結果について

平成30年度に実施した採用試験の最終合格者に係る任命権者(知事部局)の選択結果について、事務局から報告した。

2 令和元年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）の申込状況について

試験区分ごとの申込者数について、事務局から報告した。

【説明】

令和元年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）の申込状況について

試験区分	令和元年度			平成30年度			申込者数の増減		
	採用 予定者数	申込者数	倍率	採用 予定者数	申込者数	倍率			
	a	b	c	d	e	f	b - e	b / e	
	(人)		b / a	(人)		e / d	(人)	(%)	
大学卒業程度	行政	29	218	7.5	26	239	9.2	▲ 21	91.2%
	教育行政	20	109	5.5	25	121	4.8	▲ 12	90.1%
	警察事務	3	24	8.0	1	16	16.0	8	150.0%
	心理	2	6	3.0	3	16	5.3	▲ 10	37.5%
	電気	-	-	-	1	4	4.0	-	-
	総合土木	10	35	3.5	13	18	1.4	17	194.4%
	建築	2	8	4.0	2	3	1.5	5	266.7%
	化学	3	21	7.0	4	26	6.5	▲ 5	80.8%
	農政	16	28	1.8	17	43	2.5	▲ 15	65.1%
	林業	1	2	2.0	3	4	1.3	▲ 2	50.0%
	水産	1	4	4.0	2	11	5.5	▲ 7	36.4%
	保健師	2	15	7.5	6	18	3.0	▲ 3	83.3%
	管理栄養士	-	-	-	1	9	9.0	-	-
	少年補導職員	1	1	1.0	-	-	-	-	-
合計	90	471	5.2	104	528	5.1	▲ 57	89.2%	

3 懲戒処分について

令和元年6月7日付けで佐賀県知事が行った懲戒処分について、事務局から報告した。

4 解雇予告除外認定について

令和元年6月6日付けで佐賀県知事から提出のあった、労働基準法第20条第3項の規定に基づく解雇予告除外認定申請について、申請書中の「職員の責に帰すべき事由」の事実関係に係る調査結果に基づき申請のとおり認定したことについて、事務局から報告した。

5 平成31年度佐賀県職員採用試験実施計画の変更について

平成31年2月8日付けで公表した平成31年度佐賀県職員採用試験実施計画のうち、令和元年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者〕においてUJターン枠（総合土木、建築）を新設し、第1次試験として筆記試験（専門試験）を実施することに伴う変更をしたことについて、事務局から報告した。

また、変更内容を佐賀県職員採用情報ホームページで公表することについて報告した。

その他

1 行事予定について